

平成29年 6 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成29年 6 月 14 日（水）

平成29年 6 月 16 日（金）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成29年 6 月14日（水） 5 頁

平成29年 6 月16日（金） 41 頁

平成29年 6 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	6 月 14 日 (水)	<p>開会</p> <p>審査日程の決定、その他</p> <p>健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第15号</p> <p>市民環境部関係議案審査 議案乙第15号、議案乙第17号 議案甲第27号、議案甲第28号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第 2 日	6 月 16 日 (金)	<p>現地視察</p> <p>あいらす保育園内子育て支援センター（田代本町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第15号、議案乙第17号 議案甲第27号、議案甲第28号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告（市民環境部市民協働推進課、市民課、環境対策課）</p> <p>旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等について</p> <p>広告付き番号案内表示システムの導入について</p> <p>次期ごみ処理施設建設にかかる経過及び今後の予定について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成29年 6 月13日付託]

議案乙第15号	平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）	[可決]
議案乙第17号	専決処分事項の承認について	[承認]
議案甲第27号	専決処分事項の承認について	[承認]
議案甲第28号	専決処分事項の承認について	[承認]

[平成29年 6 月16日 委員会議決]

2 報 告

旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等について	(市民環境部市民協働推進課)
広告付き番号案内表示システムの導入について	(市民環境部市民課)
次期ごみ処理施設建設にかかる経過及び今後の予定について	(市民環境部環境対策課)

平成29年 6 月 14 日（水）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員 長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課 長 吉田 忠典

社会福祉課 参事 武富美津子

社会福祉課地域福祉係 長 庄山 裕一

社会福祉課高齢者福祉係 長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係 長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課 長 石橋 沢預

こども育成課子育て支援係 長 田中 大介

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保山史葉

健康増進課長兼保健センター所 長 坂井 浩子

文化芸術振興課 長 松隈 義和

文化芸術振興課文化芸術振興係 長 林 康司

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課 長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係 長 時田 丈司

市民環境部 長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係 長 犬丸 章宏

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民協働推進課男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
市民課整備係長	原 隆士
市民課市民係長	大石 昌平
国保年金課長	吉田 秀利
国保年金課長補佐兼健康保険係長	古賀 友子
国保年金課年金保険係長	山内 一哲
税務課長	青木 博美
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課市民税係長	槇 浩喜
税務課長補佐兼固定資産税係長	佐々木利博
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	竹下 徹
環境対策課担当係長	野中 潤二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案乙第17号 専決処分事項の承認について

議案甲第27号 専決処分事項の承認について

議案甲第28号 専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

れる延長保育、一時預かり、子育て支援拠点事業などの特別保育事業に要する費用に対する国庫補助金でございます。今年度、子育て支援拠点事業を実施する子育て支援センターが1カ所ふえたことによる国庫補助金の増額分を補正するものでございます。補助率は3分の1です。詳しくは、歳出で説明いたします。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金の子ども・子育て支援事業費補助金につきましても、国庫補助金と同様に子育て支援センターがふえたことに伴う県補助金の増額分でございます。補助率は3分の1です。

続きまして、歳出について説明をいたします。

款3. 民生費、項2. 児童福祉費、目2. 保育園費、節19. 負担金、補助及び交付金の私立保育所特別保育事業等補助金についてでございます。

これは、私立保育所が通常の保育とは別に延長保育、一時保育、子育て支援拠点事業などの特別保育事業を実施する場合に交付する補助金でございます。

今回、補正をお願いしておりますのは、ことし4月に田代本町に開所されたあいりす保育園内に新しく子育て支援センターが設置され、地域子育て支援拠点事業を実施されているため、事業に必要な経費の一部を補助するものでございます。

地域子育て支援拠点事業は、地域における在宅子育て家庭への子育て支援を目的として、保育所や公民館等に子育て支援センターを設置して子育て親子の交流の場を提供したり、子育てに関する相談、援助の実施、地域子育て関連情報の提供などを行う事業でございます。補助金の財源負担率は、国、県、市それぞれ3分の1となっております。

子育て支援センターは、平成26年度に策定いたしました鳥栖市子ども・子育て支援事業計画において、全ての小学校区に1カ所設置することを目標としておりました。今回、田代小学校区内に設置されておりました子育て支援センターきらら館が基里小学校区内に移転をしております。そして、新たに田代小学校区内のあいりす保育園内に子育て支援センターが新設されたことで、全ての小学校区内に子育て支援センターが設置をされました。

以上でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、款10. 教育費、項4. 社会教育費、目7. 定住・交流センター費、節15. 工事請負費でございますけれども、これにつきましては、サンメッセ鳥栖の自動火災報知設備のふぐあいが生じ、それにかかわる営繕工事費を計上した次第でございます。

以上で説明を終わります。

中川原豊志委員長

執行部のほうから説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

今の支援センターのことでお尋ねしますが、田代小学校区にあったきらら館というのが基里校区に行って、そのかわり、あいらす保育園っていうのが基里校区にできたと。要は、1カ所ずつになったということですね。

このきらら……、「マイク」と呼ぶ者あり）ああ、ごめんなさい。それで、質問は、このきらら館って、偶然にきらら館が基里に行って、どうしようかって思いよったら、あいらす保育園が、うちがやるよってということだったのか、以前にそういう話があったのか。単純な質問です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

きらら館に関しましては、以前から基里校区内ということではございませんけれども、既存の施設をどこかに移転をする計画が以前からあって、適当な場所を探してありました。

それで、今回、たまたま基里校区内に適切な場所を見つけられたということでございます。

成富牧男委員

すいません、ちょっと私、不勉強で、ひょっとしたら内川議員から怒られそうですけれども、きらら館っちゅうのは単独の施設ですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

健翔会さんが設置されております単独の子育て支援センターです。

成富牧男委員

それで、きらら館っていうのも、結局、補助を受けて建ててあるわけですよね、じゃないんですか。これは全く、自費で建てられたところですか。そこんところは確認している。

それであれば、余り……、そうしたら縛りはないわけですね。なるべく、もうここにあったんだから、ここら辺で我慢してここで頑張ってくれとかいう、そういう縛りっちゅうのは全然、もともとないわけですね。わかりますかね。

その地域に、なるべく均等にあったほうがいいわけでしょう。それで、田代にあったんだから、なるべくそこで頑張つてよ、とかいう話を行政のほうから言えるんですか。これ、一般的な話ですね。補助のあるなしにかかわらず、言えるのか言えないのか、補助がある場合も言えないのか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、子育て支援センターに関しましては、整備費等についての補助はございません。運営費に関する補助のみになっております。

きらら館に関しましては、既存の場所が看護学校の学校敷地内にありましたことから、適

切ではないということで、どこかほかの場所を探しておられたと聞いております。

たまたま、基里地区に場所が見つかりましたので、並行して健翔会さんがあいらす保育園の新設を計画されておりましたので、そのときにあいらす保育園の中に支援センターを設置するという計画も、並行してされたようでございます。

成富牧男委員

とりあえず説明受けましたんでいいんですが、あわせてお尋ねしたいのは、保育園に……、今度のあいらすは併設ですよ。あえて危惧すれば、例えば、このあいらす保育園に張りついている保育士さん、これ要員、スタッフっていうのは決まっているんでしょう、何人とか。決まっていないんですか。

私が危惧するのは、例えば、介護とかは融通をきかせるようになっている部分があるんですよ、こんな総合事業なんかでは。こっちの事業もこっちの事業も、こっちの事業に支障はない限り。それと同じように、ちょっとごめん、こっち休んじゃるけん、こっちにあんた加勢してとか。そうやって、それが子供の保育に悪い影響を及ぼさないかなど。

ということを懸念して、融通はきいたほうがいいっちゃう場合もありますよね、逆に。本当は、これは保育所の、保育所の職員、保育士さんなのに、ちょっとあの人が急に休んじゃるけん、あんたこっち来てって、そういうのは法律上許されているんですか、このセンターは。

お互いですよ。センターの人が向こうに行ってしまうかもしれん、保育所のほうに行ってしまうかもしれん。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、保育所には、児童数に対して配置しておかなければならない保育士がおりますので、その保育士を支援センターのほうに配置をするということはまずできないことでございます。

また、支援センターにつきましても、常勤の職員を置かなければならないとなっておりますので、まず、その保育所の職員が兼務をする、あるいはその支援センターの職員が保育所のほうの保育士を兼務するということはできないことになると思います。

成富牧男委員

できないことになっているということですね。わかりました。

西依義規委員

子育て支援センターの平成29年度の事業計画として、運営費は総額幾らの何分の一という計算ですよ。総額は幾らになるんですか。

いや、多分、事業計画出されて、これこれぐらい平成29年度かかりますよ、だから補助金これぐらいってというような形なのか、それとも、いち支援センターにはこれぐらいって、最

初から決まっているのかっていうのは。額の算定方法。

中川原豊志委員長

わかりますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

子育て支援センターに関しては、国の要綱で何日、週のうち3日から4日型、それから週のうち5日から7日型というタイプがあって、それぞれに補助金の金額が決まっております。

何日間開催をするかということと、それから、そのほか特別な事業をすればその加算分も入ってきますので、もうあらかじめ、それを合計した金額がこの支援センターは、運営費の補助が幾らっていうのが決まっています。それを国と県と市が3分の1ずつ負担することになります。

西依義規委員

ということは、運営の方々の努力次第で、例えば、2,000万円年間かかって、その内1,000万円が補助の場合もあるし、3,000万円、4,000万円かかって1,000万円という場合もあるっていう、総額を把握されずに補助金を出されているということではないんですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

補助金額は、先ほど申し上げましたように、一定の定額になっておりますので、例えば、それ以上に職員を配置してもっと手厚くするとか、それは支援センターが決めることでございますので、おっしゃられるように1,000万円のできる事業もありましょうし、2,000万円かけてされる、しようと思えばすることは可能だと思います。補助金の金額は変わらない、一定でございます。

西依義規委員

ということは、建物の補助とはまた違ったってことですね。わかりました。

樋口伸一郎委員

すいません、さっき成富議員から質問あったことで、ちょっと確認したいんですけど。

支援センターの職員の件なんですけど、支援センターを今度新設されるに当たって、新たに保育士として数を登録されている方と別にこの支援センターの職員を雇っている状況なのか。そもそも、そこにおられた最初に登録している保育士の分母の中で、最初はまだ全部保育園のキャパが埋まっていないので、その分母を変えずに、保育士としてはこの数だけでも、その中から、結局は支援センターの中に職員配置をしているっていう現状、両方あると思うんですよ、保育士不足しているんで。

そのあたりの現況って、どういうふうにあいりす保育園さんのほうからお聞きになりますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育所の中に支援センターを配置されている場合は、基本的にどちらも、そこの法人さんに雇われている職員になるかと思います。

ただ、保育所に関しては、決められた保育士の配置数がありますので、それ以上の保育士を雇っておられれば、その分を支援センターのほうに異動という形になると思いますが、配置をすることは可能だと思います。

樋口伸一郎委員

多分、可能なので、その可能な範囲の中でそういう異動とかをされながら対応しているところって現状あると思うんですね。

だから、そう考えると、また保育士不足に拍車がかかると言ったら大げさですけど、足りない中でそういう異動というのがあると思うんで、ますますやっぱ保育士不足している分には努めないかんといいことかなと思って、ちょっとそれを確認ばさせてもらったところでした。

もう1個が、支援センターが、きらら館の移転とかを含んで小中学校区全てに設置されたということやったんですけど、ああ、小学校ですかね。

これ、もともと小中学校の区分で、何か基準みたいなのが今あるのであれば、ちょっとそこをまず教えてほしいんですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

支援センターの設置に関しましては、特に法的な基準はございませんけれども、この支援センターが、家庭で子供さんを保育されている親子の支援ということでございますので、できるだけ身近なところにあつたほうがよいということから、鳥栖市の事業計画のときに小学校区に1つはあつたほうがよいということで目標を立てたところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

最後です。そうしたら、鳥栖市の目標としてっていうことでわかったんですけど、今後、身近なところにといいところであれば、鳥栖市全体でこの支援センターの数というのは、おおむねこれでいいかなとか、また今後は身近なところにもう少し必要になってくるのかなという御見解はどういうふうにされていますか。

私の質問は以上です。答弁を求めて終わります。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

小学校区に1つという目標を挙げてはおりますけれども、現在、新しいところを含めまして鳥栖市内に10カ所、支援センターがございます。

これは、平成26年度にこの事業計画を立てる以前から2カ所ある校区もございまして、あるいは、若楠療育園内に1つ、支援センターございますけれども、ここは障害を持ったお子さん、あるいは、ちょっと気になるお子さんたちが特に集まりやすいところとして開設をされております。

そういったことで、全体10カ所の支援センターがございますので、現在のところ、この10カ所で大体いいのではないかという判断をしておりますけれども、これ以上必要なかどうかということに関しましては、今後の利用状況を見ながらまた判断をしていくことになるかどうかと考えております。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

西依義規委員

営繕工事費のサンメッセの自動火災報知器は、これは全部やりかえるのか、一部修理なのか。

松隈義和文化芸術振興課長

自動火災報知器設備のうちの受信機のほうでございます。

以上でございます。

西依義規委員

受信機。じゃあこれ、全部やりかえるとなると、大体幾らぐらいかかる代物なんですかね。

松隈義和文化芸術振興課長

総額は、ちょっと承知しておりません。

よろしく申し上げます。

国松敏昭委員

何で、補正で出さないかんやったのか。当初から、そういう計画は何でできなかったのかなということが1つと、サンメッセも何年かな、もう20年たつですよ。いろんな補修等々が、当然考えられることだと思うし、そういうことで、何で補正で出したかということは、そういう改修計画、今そこ、計画等々も出されております。白書も出されていますし、公共施設のね、総合計画も。

そういうことから、そういうのが当然出てくると思うんですが、その辺の考え方ということで、何で補正予算で出さないけなかったのかということと、今後のそういう営繕計画、その方向性というかな、その辺はあるのかないのか。

その2点についてお尋ねしたいと思います。

松隈義和文化芸術振興課長

議員の御質問のとおり、なぜ6月補正のほうで計上したかと申しますと、実は4月17日の大雨のときにかなりの落雷があったということで、送電線のほうに大きな落雷があったそうです。

それで、各安全装置が働かまして、放電、佐賀県全域、鳥栖市も含めてされたそうなんですけど、その放電をされたときに、うちのサンメッセの分がふぐあいを生じたということが原因でございます。

それで、私どもも早急に通常保守点検を行っております業者のほうにお願いしたところ、通常の火災警報装置等は正常に作動しておりますけれども、防火ダンパーと申しまして、煙による延焼を防ぐための通気口を塞ぐ装置が誤作動を起こしている状態が続いていると。

それで、そうしたら基盤を変えなきゃいけないということで、これを製造する業者にお伺いしたところ、製造受注生産ということで、その製造に3カ月はかかるということでございましたので、とりあえずは仮基盤のほうを早急に設置せざるを得なかったために、6月補正を計上させていただいたということでございます。

ただ、確かに議員御指摘のように、サンメッセ、もう23年は経過しております。それで、毎年、中長期財政計画の中では、そろそろ交換とか修繕等が伴うものにつきましては、そういったものの中で計上させていただいておる次第でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

中川原豊志委員長

次に、報告第2号、繰越明許費関係についての報告を執行部からお願いします。

吉田忠典社会福祉課長

それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書の健康福祉みらい部関係について説明を申し上げます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金給付事業につきましては、平成28年度の国の補正予算に係る経済対策分でございます。平成28年度から平成29年度にかけて支給を実施することとしており、繰越明許費を設定しておりました。

平成28年度におきまして5,001人の方に1万5,000円を支給しておりますが、引き続き平成29年度におきましても約6,400人の方に支給をすることとし、事務費と合わせて1億80万7,000円を繰り越しているところでございます。

次の地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所の整備、並びにその開設に要する費用を助成する事業でございます。建設予定地が軟弱な地盤と判断され、地盤改良工事を実施する必要性が生じたことから、これらの調査工事に不測の日数がかかり、年度内の完了が困難となったことから全額を繰り越したものでございます。

繰り越し後、建設工事のほうも進み、5月末に補助金交付のための完了検査を実施しております。事業所自体は、6月から事業を開始しているところでございます。

民生費に関する繰越明許費の説明は以上でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

款10. 教育費、項5. 保健体育費、事業名、スタジアムネーミングライツ企業特典事業につきましては、平成29年のシーズンにおきまして、企業特典事業といたしましてベストアメニティ株式会社及びサガン・ドリームスと契約内容について協議した結果、今シーズン2月から11月までにバックスタンド中央部分に横断幕2枚を掲出することとなりましたので、4月から11月分の委託料259万2,000円を繰り越すこととしたところでございます。

以上をもちまして、健康福祉みらい部関係の説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

では、この際ですので、これにつきまして確認したいことがございましたら、お受けをいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、執行部からの報告を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩



午前10時49分開議

中川原豊志委員長

再開します。



市民環境部

議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係の議案は、議案乙第15号、議案乙第17号、議案甲第27号、議案甲第28号の4議案でございます。

それでは、議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

議題となりました議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）の市民環境部関係について御説明いたします。

資料は厚生常任委員会資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入でございます。

款1. 市税、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分につきましては、固定資産税の現年課税分を調定見込みにより7,500万円補正するものでございます。内訳は、土地が1,800万円、家屋が2,000万円、償却資産が3,700万円でございます。

次に、項5. 都市計画税、目1. 都市計画税、節1. 現年課税分につきましては、都市計画税の現年課税分を調定見込みにより900万円補正するものでございます。内訳は、土地が400万円、家屋が500万円でございます。

今回、調定額が増加しました主な理由としましては、鉄道会社や電力会社などが2つ以上

の県をまたいで償却資産を所有する企業の固定資産税については、大臣による配分が行われることとなっており、4月に入りまして通知がなされたものでございます。

そのうちで、JRが旧国鉄から承継した固定資産の課税特例割合が、平成28年度まで10分の3だったものが、平成29年度から10分の6に変更されたことによる増額が主な理由でございます。

以上でございます。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入、170万円につきましては、西新町が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成の決定を受けましたので、補正するものでございます。中身につきましては、歳出のほうで御説明をいたします。

以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

平成29年6月市議会定例会予算説明関係資料、平成29年6月補正予算主要事項説明書を御参照いただきたいと思います。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目11. まちづくり推進センター費、節19. 負担金、補助及び交付金のうち、コミュニティ助成事業補助金170万円につきましては、歳入で御説明いたしました西新町公民館に設置しておられます音響設備等の整備をされる事業に対しまして、一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業を活用して助成するものでございます。音響設備を更新されるほか、プロジェクター、スクリーン及び液晶テレビの整備が行われる予定になってございます。

次に、公民館類似施設整備補助金でございます。鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づきまして、町区の公民館の新築及び改修に対しまして、経費の一部を補助するものでございます。

今回、補正予算としてお願いいたしておりますのは、永吉町公民館及び弥生が丘東区公民館の新築工事、並びに儀徳町公民館の改修工事でございます。

公民館類似施設整備補助金は、公民館の新築につきましては、補助率が10分の3、限度額が500万円となっております。

また、増築改修につきましては、補助率が10分の2、限度額が100万円となっております。

永吉町公民館及び弥生が丘東区公民館の新築につきましては、それぞれ500万円を補助したいと考えておまして、儀徳町公民館の改修につきましては、72万円を補助ということ考えているところでございます。

永吉町につきましては、現在の公民館の老朽化に伴いまして、建てかえを計画されておら

れるところでございます。

また、弥生が丘東区につきましては、公民館を新築されるということで、今回、補正をいたしたいと考えているところでございます。

また、儀徳町公民館の改修の内容につきましては、玄関ポーチの屋根の修繕と、あと玄関へのスロープの設置及び雨戸の設置などでございます。

以上、御説明といたします。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑をお受けします。

西依義規委員

西新町のコミュニティ事業補助金ですけど、これは、コミュニティ助成金を受けたからっていうお話ですが、あちこちの自治会から上がってきて、市のほうである程度整理をされて、今回はじゃあ西新町っていう採択をされるのか。

それとも、たまたま1個が、コミュニティーセンターを申請したらたまたま通ったとか、そういうのはどうなんですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらにつきましては、各町区から上がってまいりましたものにつきまして、中身の内容の確認をいたしまして、県のほうにまず提出をします。

それで、審査、どこを採択という形になりますと、それは一般財団法人——国のほうなんですけれども、自治総合センターさんのほうでこれを採択ということで、また県のほうに連絡がございまして、それで市のほうにもまた連絡がありますので、それで今回、補正をいたすべく予算を計上させていただくという形になっておりますので、決定自体は自治総合センターさんのほうで行われるという形になってございます。

西依義規委員

いや、聞いているのは、平成29年度に申請が上がった件数は何件で、そのうち1件が西新町っていうことですか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

平成29年度事業に対します町区からの申請につきましては、西新町を含めまして4件の申請があってございました。

以上でございます。

西依義規委員

では、その4件を丸ごと県のほうに申請されて、県のほうがそれを、1件を選ばれたとい

うことですか。

宮原信市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

県のほうで選ぶ過程はございませんで、その4件が自治総合センターさんのほうに行きまして、そちらでどの案件をということで採択を受けてきたという形になってございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほかは。

内川隆則委員

さっき固定資産税のJRの分で10分の3から10分の6に変わったっていうふうな話ですが、平成28年度はそういうふうになったということですが、もう少し具体的に説明ばしてくれんかな。平成28年度からのか、平成28年度はっていうふうなものなのか、その辺。

そして、どういうふうにもう変わったのかというふうな。もう少し詳しく、わかるように。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

JR九州、四国、北海道の分について、三島特例というのがございまして、こちらのほうが2分の1の特例割合というのがございました。

それとあと、旧国鉄から継承しているもので継承特例というのものがございまして、こちらが5分の3の特例割合となっております。

それで、これがJR九州が民営化されたことによって、平成27年度から廃止になっておりますけれども、平成27年度は経過措置としまして、同様の割合が適用されておまして、平成28年度まで同じように適用されておりました。

それで、平成29年度から三島特例の経過措置が5分の3というふうに、2分の1から5分の3というふうに変更になりまして、あと、継承特例のほうは平成29年度で終わりましたので、トータル的には5分の3という特例割合が平成29年度、それから平成30年度という経過措置が適用されます。

それで、平成31年度にこちらの経過措置も終わりますので、平成31年度からは100%の税額、課税という形になります。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかはよろしいですか。

[発言する者なし]

じゃあ、質疑を終わります。

議案乙第17号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第17号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

吉田秀利国保年金課長

議案乙第17号専決処分の承認について御説明をいたします。

詳細については、厚生常任委員会参考資料により説明いたします。

(1) 平成29年度前年度繰上充用は、平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算におきまして歳入不足が生じたので、平成29年度予算からこれに充てるため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算から繰上充用を行ったものでございます。

次に、(2) 前年度繰上充用額は、今回の前年度繰上充用の補正額でございます。

次に、(3) 平成28年度鳥栖市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算状況(見込)について御説明いたします。

平成28年度の歳入、歳出の決算につきましては、現時点での見込み額でございますが、歳入合計が85億747万1,000円、歳出合計が95億7,532万6,000円、差し引きで10億6,785万5,000円の歳入不足を見込んでおりまして、この額を前年度繰上充用金として計上したところでございます。

なお、平成28年度の収支状況でございますが、実質単年度収支といたしまして、平成27年度歳出の款12の前年度繰上充用金11億8,465万6,000円を除外いたしますと、平成28年度の実質単年度収支は1億1,680万1,000円の黒字と見込んでおります。

また、専決処分日は平成29年5月22日となっております。

次に、累積赤字の推移でございますが、単年度収支は平成27年度が6,044万1,000円の赤字に対し、平成28年度が1億1,680万1,000円の黒字と、約1億8,000万円改善されているところでございます。

この要因といたしましては、平成28年度の歳入、歳出の状況を前年度の決算額と比較したものを記載しております。歳入総額では、前年度より1億7,287万7,000円増加し、85億747万1,000円となる見込みでございます。

款別に主なものについて御説明いたしますと、まず、国民健康保険税でございますが、前年度より約3,300万円の減収となっております。これは被保険者数の減少により減収となっております。

国庫支出金は、前年度より約4,600万円の減額となっております。これは、国庫支出金の算定基準の療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金が減となったことによるものでございます。

前期高齢者交付金の約3,700万円の増については、前々年度の精算額が減となったところによるものでございます。

共同事業交付金の約2,300万円の増については、肝炎新薬の影響により高額医療費共同事業交付金が増加したものでございます。

繰入金の1億7,700万円の増につきましては、累積赤字解消のための特別繰入金を4,000万円から1億円に増額したこと、また、その1億円を一時的に基金に積み立て、前年度繰上充用金の財源としたことによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出総額は、前年度より5,607万6,000円増加し、95億7,532万6,000円となる見込みでございます。

款別に主なものについて御説明いたしますと、保険給付費につきましては、前年度より約1億3,800万円の減となっております。これは、被保険者数の減少によるものでございます。

後期高齢者支援金の約4,100万円の減につきましては、前々年度精算額が増加したことによるものでございます。

共同事業拠出金の約4,200万円の増については、肝炎新薬の影響により、高額医療費共同事業拠出金が増額したものでございます。

基金積立金の1億円については、累積赤字補填のための特別繰入金を一時的に基金へ積み立てたものでございます。

諸支出金の約4,200万円の増については、国、県の負担金の精算による返還金が増加したことによるものでございます。

以上、これらの歳入、歳出の状況が相まって、平成28年度は単年度で黒字となっております。

以上、説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

被保険者数の減少というのがありましたよね、今。人数わかりますか。ちょっと、1年前ぐらいから、平成26年、平成27年、平成28年とか、わかるところでいいです、とにかく、推移、どんな感じになつるとかなっていうのがありますので。

吉田秀利国保年金課長

まず、被保険者数の推移でございます。平成27年度の被保険者数が1万4,579人に対し、平成28年度が1万4,119人ということで、460人減少いたしております。割合的には3.2%の減でございます。

成富牧男委員

一緒に言えばよかったけど、その要因とか、自然減、いろいろありましようから。だから推移を聞いたんですけど、ずっと、一定のときまでは上がっていたんですか、それが今減っているんですか。そこら辺、ちょっと認識をきちっとしておきたいけん。

そして、その理由。

吉田秀利国保年金課長

推移といたしましては、3年ほど前ぐらいまではわずかな上昇の傾向にございましたが、ここ三、四年は減少傾向にございます。

理由といたしましては、景気の回復等により、社会保険への移行というのも1つの要因だと考えております。

鳥栖市の場合は、人口は増加をしておりますけれども、全体的に人口が減少しているっちゅう状況の中で、県全体から見れば、ほとんどの市町で減少傾向にありますし、鳥栖市も人口は伸びておりますけれども、国保の被保険者のほうとしては、若干減少気味です。

この内訳を見ますと、一般被保険者と退職被保険者ということでございますけれども、退職被保険者は制度自体がもう既に廃止されて、経過措置という形で残っておりますけれども、今後、廃止で減少という形になっておりまして、鳥栖市も460人の減少のうちの285人が退職被保険者ということで、退職被保険者の方々の減少が大きく影響しているのではないかなということを考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

あとは個別にまた勉強させていただきます。

ありがとうございました。

国松敏昭委員

累積赤字の状況を今、御説明いただきましたが、今度は県に移行する、平成30年でしょう。これはあくまでも、平成29年、平成30年、これからのこととはいいながら、最終的にどういう形で移行する……、一つの目安というか、それはつかんであるんですか。それは結果次第でしか状況がつかめないということでしょうか。

要するに、持ち出しとか、いろいろ今しよるじゃないですか、補填のために。その辺のバランスはどんなふう考えてあるのか。

質問の意味、わかりますか。

吉田秀利国保年金課長

まず、累積赤字につきましては、現時点では平成30年度からの広域化までの解消というのは非常に厳しい状況でございます、平成30年度以降につきましても、累積赤字補填のための一般会計からの繰り入れを1億円ずつ、継続して実施し、解消をしていくというようなことで考えているところでございます。

また、平成30年度以降の財政状況につきましては、まだ現段階で平成30年度以降の事業費納付金であったり、標準税率というのが示されておられませんので、状況的にどうなるかっていう部分については、ちょっと不明なところでございます。

制度上といたしましては、事業納付金を納付するために必要な額を得るための税率が標準税率となっておりますので、県が示す標準税率どおりに税率をすることで、平成30年度以降は、単年度では赤字になることはないというふうな制度でございますので、標準税率がどのようになるかっていう部分で大きく変わってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

ちょっと1点、要するに平成30年度以後、この状況から推測されるのは、繰越金じゃなくて、赤字の補填分が当然出てくるでしょう。その辺は、今後どういうふうな処理、要は繰越金でずっと補填するのか。1回で解消するのか、その辺の考えはどがんでしょうか。

吉田秀利国保年金課長

平成29年度までの累積赤字につきましては、平成30年度以降とは別に考えまして、従来どおり繰上充用をし、また、一般会計から1億円繰り入れることで毎年1億円ずつ減らしていくというような——繰上充用額をですね、1億円減らして行って、解消を図るというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

いいですか、平成30年度以降のお話を。

今、言われたように、赤字分は引き続き繰り入れしていくということですよ、それまでの、従来のを。

結局、さっき言われたように、標準税率を適用すれば、赤字にはならんやろうという話ですか、ざくつと言うたら。

ということは、今は実態として、かなりやっぱり、ずっと赤字がきとったわけでしょう。ああ、そうか、さっきちょっと黒字という話もあったね、そこんところまだ頭の整理ができていませんけど。

それで、ずばり聞いたほうがいいと思うんですけど、同じ県内でもよその市町は、もう上がる上がらん、今より上がる、例えばもう具体的に言うと、基山町なんかは、もう上がるっていうふうに、はっきり執行部は言っているんですよ、現行よりも上がると。

それで、全国の集計の中でいろいろもう、こげん上がるとかいなちゅう話も出てきて、厚労省のほうがもう1回見直しを、ちょっとこの計算の標準税率とか、そこら辺の考え方、数字が出てくる元になる部分をまた見直すとかいう話も出ていますけど。

ずばりお尋ねしますが、今はまだそこんところは言えない状況ですか。上がるとか上がらんか、もう幾ら上がるとかやなくて、上がる上がらん。

それと、もし上がらんごとするということになると、かなり逆に……、私が心配するのは、もちろん悪質な滞納者からは断固として取るべきだと思いますけど、そうじゃない人たちへの対応がちょっと厳しくならざるを得なくなるんじゃないかなということをやっと心配するんですけど。

まず、その2点ですね。

もう上がるか上がらないかはっきりわかっとなつたら、具体的なやつじゃなくても言っていたきたい。

それと、収納は今までどおりのやり方で——徴収事務ってやつですかね、やっていくのか。

2点。

吉田秀利国保年金課長

まず、平成30年度以降の税率につきましての御質問だと思いますけれども、現時点におきましては、もう3月にも話したとおりの、国が出した算定のシステム自体がまだ安定していないということと、公費の配分等がまだ明確にされていないということなどから、どのようになるかっていうのは全く不明の状況でございます。

それで、基山町は上がるというふうなことを言われたということでございますけれども、

これは現時点での税率が県内でも低いところから高いところまでありますので、そこの兼ね合いの中で、標準税率がそれよりも、という——大枠の試算でございますけど、そういったところを比較した段階での御判断かと思えますけれども。

鳥栖市の場合は、県内でも今の国保被保険者の負担は上位のほうにございますので、そういったところと比べると、上がるのか下がるのか、そういう部分については、現時点では不明というふうな状況でございますので、そういったことで御理解をいただきたいと思えます。

それと、あと、徴収のやり方としましては、確かに、悪質な方、払える能力があつて払わないという方については、差し押さえ等をどんどん強化して、徴収の強化を図るといふことと、もう1点は、生活が困難な方については、従来どおり分納であつたりといふ、そういったことを継続して、生活を第一にしたところでの徴収の方法を行っていききたいといふふうに考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

まず、徴収のほうを委託されるような、何か県の、あるやないですか、税の悪質滞納者を中心に、委託して。そういう何か、役所の人たちとは違うところに収納事務を委託するとか、そういうのは今のところ考えておられないか。

それが1つと、さっきの分は、安定しないというのは、私も言ったとおりです。安定しないから、最終的に、もうちょっと国のほうでもさじ加減をして、コンピューターの、その数字が出てくるやつを、今調整しよるところですよ、あんまり文句言われんごと。

だから、私がお尋ねしているのは、一回全国的にこうなりますよみたいに出ているといふふうに認識しているんですけど、そのときはどうだったのか。そのとき、鳥栖市については、そういうのは出ていないんですか。県内、ずっと出ているけれども、鳥栖市は出ていないということですか。

それとも、県内全体もそういう数字は全く、その時点での数字が出ているか出ていないかということ。それに基づくと、現時点より上がる、下がる。いやいや、わからんって言ひよるでしょうが、でもいいんですよ。

青木博美税務課長

県での徴収ですけれども、滞納整理機構に以前、鳥栖市からも出しておりました。

それで、ある程度徴収の技術とか、そういったところを習得したということで、現在は出しておりません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

吉田秀利国保年金課長

標準税率についてでございますけれども、平成29年度分についての試算というふうな形

で出ておりますけれども、その中では、まず、標準税率の算定のシステム自体にふぐあいが多かったということとか、あと、それを算定するための基礎データとして各市町が提供する情報に不均一性があつたりとか。

また、先ほど申し上げましたように公費の配分が全くわからないという段階での試算でございますので、公費の分を差し引いたところでの試算というふうな形で、数値的にもかなり不正確というか、信用できる数値ではないということから、その分についての公表は、県のほうが避けている、していないということでございますので、御理解のほど、お願いいたします。

成富牧男委員

そういう不安定なやつがひとり歩きしたら、誤解を招いてもいかんから、それは今、しないということですけど、いつぐらいにわかるんですか。ちょっと、それはわかるでしょう。そこまで。

吉田秀利国保年金課長

今のところ、県のほうから報告によりますと、8月ごろにもう一度、その平成29年度分についての試算をやるというふうなことを聞いてはおりますが、何度となく、そういうことがおくれるというケースも今までございましたので、正確な数字が出るのかどうかというのについても、まだ疑問に思っているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

来年からですからね、予算が目の前に来るし。尻たたいてください。我々も困っておるといふことを、職員も困っておると。

以上です。（「共産党に言ってくれって」と呼ぶ者あり）

わかりました。

中川原豊志委員長

ほか、いいですか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



議案甲第27号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第27号 専決処分事項の承認についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、議案甲第27号 専決処分事項の承認についての説明をいたします。厚生常任委員会参考資料の3ページをお願いいたします。

今回の専決処分は、鳥栖市税条例等の一部を改正する条例でございます。

まず、条例の改正に当たりまして、3月27日の国会において、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が成立し、3月31日に公布されました。

改正された法律のうち、施行日が4月1日のものについて、議会に諮るいとまがないため、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の理由は、地方税法等の一部改正でございます。

条例改正の主な内容といたしましては、個人住民税、軽自動車税及び固定資産税についての改正でございます。

まず、個人住民税関係ですが、(ア)の特定配当関係ですが、これについては、確定申告書と住民税申告書の両方を提出された場合に、課税特例の適用について申告書の内容を勘案して市長が決定できるとするものです。

次に、肉用牛関係ですけれども、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の特例の適用期限を平成30年度までから平成33年度までに3年間延長するものです。

次の、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を平成29年度までから平成32年度までに3年間延長するものでございます。

次に、軽自動車関係ですが、(ア)の軽自動車税の税率の特例について、グリーン化特例の対象車両の基準を見直すとともに、平成29年度と平成30年度に初回車両番号指定を受けた車両について、それぞれ翌年度の軽自動車税に限り、課税の特例を適用するものです。

次の(イ)ですが、軽自動車税の軽減税率の適用について、国土交通大臣の認定等の申請において不正があったことを原因として、認定を取り消され、軽自動車税の額に不足が生じた場合には、不正な申請をした者を当該不足額の納税義務者とするものです。

また、納付する軽自動車税の額を、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とするものです。

固定資産税関係ですけれども、(ア)の小規模の保育事業の用に供する家屋、償却資産などに対する課税標準の特例適用について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特

例ですが、これによって地方自治体で定めることができる特例割合を条例で定めるものがございます。

次の（イ）でございますが、特定事業所内保育施設及び緑地保全・緑化推進機構が、事業の用に供する固定資産や土地について課税標準の特例が創設され、地域決定型地方税制特例措置が適用されることとなりましたので、特例割合を条例で定めるものがございます。

次の（ウ）でございますが、災害が発生し、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、被災住宅用地を住宅用地とみなして、固定資産税の課税の特例を適用する期間を2年度分から4年度分に拡充するものです。

次の（エ）でございますが、居住用超高層建築物の固定資産税の課税については、平成29年4月1日以後に売買契約が締結されるものについて、階層の差異による取引単価を反映させるため、補正率により補正することとなりますが、区分所有者全員による申し出があった場合には、申し出があった割合により税額を案分することができるとするものです。

次の（オ）でございますが、耐震改修工事、熱損防止改修工事により、認定長期優良住宅となった場合の固定資産税の減額が創設されたため、減額適用の申告書の提出について規定するものです。

条例改正の施行日は平成29年4月1日でございます。

以上で、鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

樋口伸一郎委員

お尋ねです。この専決処分の承認については、4月の厚生常任委員会の専決処分の報告が、今回、承認になって上がってきていると思うんですけど、このページで、ちょっと今、教えていただきたいです。

この（ウ）の固定資産税及び都市計画税の中で、改正後に適用期間は期限なしということになっているんで、もともと期限があって、これがなくなったっていうところでもいいんですか。

青木博美税務課長

もともと期限は定められておりません。

樋口伸一郎委員

そうしたら、改正前と改正後で変わったところっていうのを、もう少しわかりやすく教え

ていただきたいんですけど。

青木博美税務課長

これは、特例割合を地域決定型地方税制特例措置ということで、条例により定めることができるということになっております。

それで、この条例改正前は、もう特例割合が2分の1ということで固定でしたが、条例によって、3分の1から3分の2に変えられるということができました。

今回、鳥栖市の場合は、標準的な2分の1ということで定めさせていただいたということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

その3分の1、3分の2の中で、2分の1に鳥栖市として決めたので、特例割合等、変わっていないけど、そう判断の上で変わっていないということですね、そういうことで認識いたしました。

その次、(イ)なんですけど、これは改正後しか、今度、ないんですけど、これについても同様に教えていただけますか。改正前と変わらないなら変わらないで。

青木博美税務課長

このたび新たに創設されたものでございます。

樋口伸一郎委員

すいません、これ、創設ですね。

それで、特定事業所内の保育施設とか、いろいろ書いてあるんですけど、これ創設されたということでわかったんですけど、今まで、じゃあ創設前っていうのは、市内にこの資産の種類をお持ちのところっていうのがどれくらいあるかっていうのはわかるんですか。

青木博美税務課長

対象となるものについては、ちょっと調べてはおりません。

樋口伸一郎委員

わかりました。じゃあ、それはまた、折を見てでよろしいです。

そうしたら、(ア)のものについてはあんまり変わっていないということで、(イ)については、今度創設されるっちゅうことで、この税込、歳入とかが予算、決算に反映されてくる時期っていうのは、大体いつごろに見えてくるんですか。

佐々木利博税務課長補佐兼固定資産税係長

まず、対象となる、現在(ア)のほうで、すいませんけど、家庭的保育事業ということで、3件ございます。実質的にはその2分の1ということなので、もう少額なものにしかありません。

せんので、実際、予算とかに影響があるような金額ではないということ。

(イ)についても同じようなことになるんで、実質的にどれぐらいの事業所が出るかっていうのまでは、ちょっと把握はしておりませんが、数的にはそんなはないということ。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

それで、ちょっとすいません、今のタイミングでいいのかわかんないんですけど、さっき現年課税分で御説明いただいたところの固定資産税とか都市計画税の歳入の市税のところ。これ、6月で補正が上がってきているんですけど、こういうふうに随時——大きな変更はないんでしょうけど、あった場合は随時上がってくるんですか、それとも、どの時期かで決まって上がってくるんですか。さっきは6月でぼんと上がってきとったんですけど、すいません。

青木博美税務課長

今年度の場合、J R関係の改正があったことによって、金額が大きくなったということで、今回、補正をいたしております。

それで、今後も何か大きな額の変更とかがあれば、その都度必要に応じて改正させていただいていきたいと思っております。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

内川隆則委員

ちょっと議案外になるかもしれんけど、こういう場合に何か話でもなかったかと思って聞くんですが、空き家条例っていうふうなことで鳥栖市もつくったし、そして、会議も内部でいろいろしよるみたいやけど、一向に成果が上がらんようなことがあると思うけど。

要するに、更地にしたら固定資産税が上がるんじゃないかというふうな市民の不安からして、なかなかそういうやつがクリアできないというふうな面があるので、その辺、こういうふうな改正のときに、何かこう言葉でも出てこなかったか、鳥栖市のだけの問題じゃないだろうけど、ちょっと教えてください。

橋本有功市民環境部長

空き家につきましては、内川委員おっしゃるように、内部でその検討委員会というのは、昨年度から立ち上がって、そしてことしもそのメンバーとして話し合いには臨んでおります。

今、御指摘いただいた、固定資産税の軽減がなくなるという部分につきましては、今回、国が法的な措置の中で、特定空き家と、空き家であっても、倒壊寸前とか、安全性が確保されない認められるような部分が特定空き家として決定した分については、そういう対象から外すというような措置になっている模様ですので、現在、その計画を含めたところで、内

部で検討はされているということだろうと思います。

ですから、その計画を策定して、こういう形で鳥栖市としては対応していくというのは踏まえて、市民の方々に周知がなされるものと思っております。

ちょっと議案外ですので、詳しくはわかりませんが、一応、私が現在まで関わった中で、情報としては、そういうところだと認識しております。

以上です。

中川原豊志委員長

この件につきましては……、

国松敏昭委員

ちょっとようわからなかったけど、今回、委員会は別ばってん、建設経済で出ておるでしょう、資料が。空き家の状況、知ってあるかどうかは知らんけど。

要するに、よく今、報道もされているけど、廃屋に近い状況の空き家でも、更地にした場合は、場合によっては固定資産税が6倍ぐらいに上がるとかって、随分話題になっているじゃないですか。

そういうことで、今、本市として、何軒空き家があるか知らんけど、その辺がどういうふうに変っていくのかなということと、だから、なかなか、その税金が上がることによって、そのままにしておるといことが続いていると思うんですよ。

だから、その空き家の検討委員会の中では、その辺、どういう話になっているかわからんけど、今後の捉え方としては、どういうふうに持っていくのかなと、方向性を。推奨するのか、もう今までどおりのやり方ですか。

要するに、大きく税が変わるんでしょう、更地と家が建っておるのでは。だけん、その辺は、担当部署が徴収する以上は、気になるところじゃないですか。

そういうことで、この空き家条例との絡みで、どういうふうな、今後、国かもしくは自治体は、それをどういうふうに変えていくかとか、その辺の考えがなんかあるかなと思っでやった。そういうのは出てきていないのか。

橋本有功市民環境部長

所管ではございませんので、先ほども申し上げましたように、協議に入った中での認識ではございますけれども、今回、庁内の検討委員会の上、各専門家を含めた協議会も第1回目が開催されている模様でございます。

所管課の中では、そういう空き家をお持ちの方にアンケート調査もされまして、今後の対応について、どういったお考えをお持ちなのかということも、調査の結果の中で多少は出ている模様でございます。

それで、先ほど申し上げましたように、空き家についても単なる空き家ではなくて、特定空き家というような、危険性がある空き家についてが、国の法の中でも規定がなされるものと思っておりますので、今後その計画を策定する中で、当然、固定資産税との絡みもございまして、そこは建設課とも連携しながら、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



議案甲第28号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第28号 専決処分事項の承認についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。

吉田秀利国保年金課長

議案甲第28号専決処分の承認について御説明をいたします。

（１）改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

次に、（２）改正の概要につきましては、国民健康保険の低所得者の方に対し、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

今回、軽減判定所得の改正は応益分の5割軽減と2割軽減分の対象世帯で改正を行っております。

5割軽減の判定では、これまで基準額の算定では、33万円に加え、26万5,000円に国保被保険者数を乗じていたものを加算しておりましたが、改正により乗ずべき金額を27万円に引き上げるものでございます。

次に、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円に加え、48万円に国保被保険者数

を乗じておりましたが、改正により乗すべき金額を49万円に引き上げるものでございます。
このことによりまして、5割、2割軽減の条件判定所得がそれぞれ引き上げられ、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のおおのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

(3) 改正の施行日は平成29年4月1日となっております。

以上、御説明といたします。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

質疑を行います。

成富牧男委員

簡単な質問ですけど、7割軽減については改正なしとなった理由を教えてください。

中川原豊志委員長

答弁、よろしいですか。

吉田秀利国保年金課長

7割軽減は33万円以下ということで、あと5割と2割については、それに加えた割合ということでの制度でございますので、7割軽減の33万円については変更がないということになっています。

以上でございます。

成富牧男委員

じゃあ、今まで説明が33万円で、ずっと変わっていないんですか。

吉田秀利国保年金課長

そうです。33万円は、ずっと変わってはおりません。

成富牧男委員

済みません、不勉強で。そこんところはちょっとわからなかったんですけど、いずれにしろ、それはそれなりの国の理由があるはずですから、ぜひ次の機会でもいいですから、お答えをお願いしたいと思います。きょうはいいです。

国松敏昭委員

そうしたら、5割のところの軽減と2割軽減の対象者がプラスになるんですよね。それぞれ5割が5,000円ですか、それから、2割軽減が1万円でしょう。

これによって、税収がどんなふうに変化するのでしょうか。

吉田秀利国保年金課長

今回の改正で、現時点での試算をしてみますと、5割軽減につきましては、26世帯増加を

いたしまして、軽減額といたしましては、177万円ほどの軽減額がふえる見込みでございます。

また、2割軽減につきましては、18世帯が増加をいたしまして、軽減額といたしましては、22万2,000円ほどの軽減額がふえるというふうなことで、この分税収が下がるということでございますけれども、下がった分につきましては、保険基盤安定繰入金のほうで補填をするという形になっておるところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

そうしたら、全体からすれば何%ぐらい該当されるのですか、5割軽減と2割軽減。比率的に、金額っていうか、それがどういうふうに変わってくるかなと。それは目安しかないんでしょ。

中川原豊志委員長

5割軽減と2割軽減のところの177万円と22万円が、全体的に、割合的には何%ぐらいの割合なんですか。

吉田秀利国保年金課長

5割軽減全体の軽減額といたしましては、改正後で申し上げますと、7,900万円ほど軽減額がございますので、そのうちの177万円ということになっております。

また、2割軽減につきましては、改正後の軽減額が2,400万円になっておりますので、このうちの22万2,000円が今回の改正により増加をする額となっております。

中川原豊志委員長

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかは。

[発言する者なし]

では、質疑を終わります。



中川原豊志委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、16日金曜日は現地視察の予定となっておりますので、委員の皆様は10時出発になります。よろしくお願いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時46分散会

平成29年 6 月 16 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 柴藤 泰輔

委員 内川 隆則 成富 牧男 国松 敏昭 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

社会福祉課長 吉田 忠典

社会福祉課地域福祉係長 庄山 裕一

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 松隈 義和

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

市民環境部長 橋本 有功

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 宮原 信

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民課長 村山 一成

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 青木 博美

市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長 榎原 聖二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

自由討議

議案審査

議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案乙第17号 専決処分事項の承認について

議案甲第27号 専決処分事項の承認について

議案甲第28号 専決処分事項の承認について

〔総括、採決〕

報告（市民環境部市民協働推進課、市民課、環境対策課）

旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等について

広告付き番号案内表示システムの導入について

次期ごみ処理施設建設にかかる経過及び今後の予定について

6 傍聴者

なし

7 その他

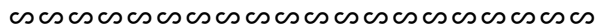
なし

自 午前9時59分

現地視察

あいりす保育園内子育て支援センター（田代本町）

至 午前10時53分



午前11時13分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。



自由討議

中川原豊志委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託されました議案を含め、議員間で協議をしたいことがございましたら、発言をお願いいたします。

西依義規委員

先月、この厚生常任委員会で行政視察に松戸市と龍ヶ崎市と近江八幡市に行きまして、とてもいい取り組みもあったし、鳥栖市でまねできんようなのももあったし、いろいろだったんですけど、行ってみて、やはりせっかく部長2人もついてきていらっしやったんで、実際鳥栖市の事業として、何か取り入れるべきものがあるんじゃないかというような考えがあります。

ぜひこの委員会の中で、例えばこういうことだったらいけるんじゃないかっていうような担当課との協議の場を持つとか、ここで一回まとめて、書面でまず回答を求めるとか。何らかの対応をすべきかなと思ったんで、その辺について、よかったら御協議をいただきたいと思っています。

中川原豊志委員長

今、西依議員のほうから、今回の視察についての今後の取り扱いについて、委員会でどういうふうにやったほうがいいのかということをやっと協議したいということでございますけれども、この件につきまして、何か御意見とかは。

樋口伸一郎委員

僕も同感なんですけど、行政視察で所管する担当課に絡むようなことは、静岡市とかにも行って、同じようなことがあったけん、含めて、そういうのをしたらいいかなと思います。

内川隆則委員

私は23年間、議員になって視察に行ってきたんですけども、こういう話、初めて聞く話で、ためになる話もあれば、ためにならんような話も、私の場合、今回でもありました。

したがって、ためになると思うのならばためになると思う人が、ためになる話をまずたたき台として出してもらわないと議論のしようがないじゃないかというふうに思います。

西依義規委員

例えばの事業を言ったほうがいいのかということですか。

例えば、近江八幡市に行きました、鳥栖市の車、トラック、軽トラを各まち協に貸し出すという案なんかは、すぐできそうな気もするし、僕も弥生が丘のまち協におるんですけど、やっぱ意外と百姓の人がいないんで、軽トラとかをみんな持たないんですよ。

もしいいなら、そういったことは、とても鳥栖市がまちづくり推進協議会に、今から市民協働進めていくよっていう、アクションにもなるんじゃないかなと。

僕は、一つその具体的な事業が、もちろんその担当課に行って橋本部長等に言っていいんですけど、もし賛同していただけるような方がいらっしゃったら、より心強いかなと思ったんで、ちょっとこういう話をさせていただきました。

以上です。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午前11時16分休憩



午前11時27分開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほどの、西依議員からの視察についての今後の取り組みについてということで提案いただきました件につきましては、改めて委員会を開かせていただきまして、執行部のほうと一々できることできないことあるかと思いますが、確認をするということにしたいというふうに思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほか、ございますか。

成富牧男委員

私、「ちょっと、マイクをお願いします」と呼ぶ者あり）資料を出していただきましたので、もうこのとおり。最後の、なおのところですね。これを履行してもらいたいということです。なお、これらの要望については、対応方針を報告されるよう重ねて求める。この対応方針を報告してほしいということですね。それに尽きると思います。

中川原豊志委員長

成富議員のほうから、昨年9月に出しました保育士の処遇改善と保育士確保の政策の促進を求める決議についての取り組み状況等について、今までの流れ、または、その対応についての報告をいただきたいというふうなことでございますけれども、これについて御意見、または、いろいろ調整したいこと、ございましたらお願いします。

成富牧男委員

私が言いよるのは、提案しよるのは、まだ口頭も含めて報告が来てないという前提で言いよりますけど、そこんところは皆さん、認識は同じじゃないとおかしくなるから。私は違うばいと言われたらいかんけん。

樋口伸一郎委員

一緒です。（「異議なし」と呼ぶ者あり）（「どこに、どがんふうに来るとかな、決議自体は、議会に来るとかな」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時29分休憩



午前11時30分開議

中川原豊志委員長

再開します。

成富議員からの提案につきましても、先ほどの西依議員の提案と同様に、改めて委員会を開催しまして、その折に担当、所管から取り組み状況とかを含めて、対応をどういうふうにしたかということの報告をいただくということで、改めて委員会を開催いたしますので、そういうことよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

ほか、自由討議はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

では、自由討議を終わります。



中川原豊志委員長

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩



午前11時37分開議

中川原豊志委員長

再開します。

総括に入ります前に、先ほど委員間で自由討議を行いまして、その中で、先般行政視察に行きました3自治体、それにおいて鳥栖市でも取り組みができそうなものもあるのではないかということで、視察の総括的な意味合いを含めた協議の場を改めて設けたいということで、7月に入りまして一度委員会を開催いたしたいというふうに思いますので、また日程等の調

整をお願いしたいと。

また、同時に昨年9月に委員会発議で保育士の処遇改善を求める意見書を出しました。その件につきましても、どのように取り扱いというか対応されたのか、今の状況も含めて、取り組み状況をお伺いしたいという意見もございましたので、同時に、改めて委員会を開くときに、その件についても御報告をいただきたいというふう自由討議の中でなりましたので、よろしくお願いをいたします。

日程については、また改めて調整をさせていただきます。



総 括

中川原豊志委員長

では、これより総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

では、総括を終わります。



採 決

中川原豊志委員長

これより採決を行います。



議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

まず、議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、当厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案乙第15号 平成29年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）中、当厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決することに決しました。



議案乙第17号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第17号 専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。



議案甲第27号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第27号 専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決しました。



議案甲第28号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第28号 専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決しました。



報 告（市民環境部市民協働推進課、市民課、環境対策課）

旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等について

広告付き番号案内表示システムの導入について

次期ごみ処理施設建設にかかる経過及び今後の予定について

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から報告をお受けしたいと思います。

資料をお配りします。

〔資料配付〕

まず、市民協働推進課から報告をお願いします。

宮原信市民協働推進課長

市民協働推進課でございます。

旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況につきまして御報告をいたします。

まず、改修事業に係ります工事の契約の状況について申し上げます。改修事業につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの契約がございます。それぞれ3つとも、6月8日に入札を行いまして、昨日15日に契約を締結させていただいたところでございます。

契約の相手方といたしましては、それぞれ、建築工事は株式会社坂口組、電気設備工事につきましては株式会社山田電気設備鳥栖営業所、機械設備工事につきましては株式会社佐電工鳥栖営業所となっております。

契約金額、落札率につきましては、お手元の資料のほうを御参照いただければと思います。

また、工期につきましては3工事とも、本日6月16日から来年の2月23日までとなっております。

次に、改修事業のスケジュールにつきまして概要を申し上げます。

工期を1期、2期と分けまして、1期を10月まで、2期を11月から2月下旬までといたしております。

工事期間中につきましても、施設を御利用いただけるように1期工事で旧公民館、西館のほうの改修を行いまして、その間につきましては東館を開館して御利用いただくということにしております。

また、西館の工事が完了しました後に、2期工事では東館のほうの工事を行いまして、その間は完了いたしました西館のほうを御利用いただくということにしております。

3月上旬には全館使えるようにということで計画をしているところでございます。

以上、旭まちづくり推進センター改修事業の進捗状況等について御報告をいたしました。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

引き続き、市民課から。

村山一成市民課長

市民課でございます。

同じ資料の、2ページのほうをお願いいたします。

市民課のほうで窓口を設置を予定しております広告付き番号案内表示システムの導入について御報告をいたします。

まず、このシステムの導入の目的でございますが、市民課の窓口におきます混雑の緩和やプライバシー保護などを主な目的といたしまして、今回、この番号表示システムを無償提供できる事業者を公募いたしまして、モデル事業として市民課窓口を設置することといたしました。

2番目でございますが、設置する主な機器といたしまして、まず、お客様のほうに引いていただきます番号札の発券機、それから受付番号の呼び出し機、並びにその番号を表示するパネル、モニターなどがございます。

また、交付窓口のほうからお呼び出しをするお呼び出し器、それから番号の表示のモニターでございます。

また、今回、広告つき行政情報モニターを同時に設置いたしまして、そちらのほうに行政情報、並びに民間企業などの広告を流すことといたしております。

イメージ写真として写真を添付しておりますが、このようなイメージで表示モニターのほうをこちらのほうに設置をいたします。

また、窓口のほうには、呼び出し用の番号表示機などを設置する予定にしております。

3番目でございます。設置期間と場所については、本年度10月2日から平成33年3月31日

までの3年6カ月を予定しております。設置場所は、市民課窓口及び市民ホールといたしております。

次に、経費でございますが、今回、市の費用負担は発生いたしません。

また、行政財産の目的外使用となりますので、それにかかります使用料、電気料相当額、あるいは広告を載せることによりまして広告料などの収入がございます。

基本的に、こちらのシステムにつきましては、広告によります収入をその費用に充てるということで、今回、費用負担がないということになっております。

次に、期待される効果でございますが、窓口の混雑緩和、また、これまで来庁者の方は受付のほうで立って待っていただくということがありましたけれども、今回、番号表示をいたすことによりまして、座ってお待ちいただくことができるようになります。

また、待ち人数、呼ばれる順番を予測できるようになります。

それから、お名前をお呼びするために、それを名前ではなくて番号にしてほしいというお声もこれまで非常に多数受けておりますので、番号で表示することによりまして、来庁者のプライバシーが保護されるというふうに効果を期待しているところでございます。

最後にスケジュールでございますが、5月22日に民間会社2社のほうから応募がございましたので、2社によりますプロポーザル審査を行いまして、業者を選定したところでございます。

6月から9月にかけてまして、協定書締結から機器設置までを行ってまいりたいと考えております。

10月2日の月曜日から、市民課窓口におきまして運用開始をしたいと思っております。

以上、御報告でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

続きまして、環境対策課からお願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

それでは、環境対策課のほうから次期ごみ処理施設に係る経過及び今後の予定ということで御報告を申し上げます。

ここに書いております1点目でございます。佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会関係ということで、首長で組織します協議会のほうで2月27日に第6回協議会を開催いたしまして、旧施設解体及びその他関連工事等については2市3町の組合事業として実施することを確認いたしております。

次の協議会のほうが、一応、7月以降ということで予定をしておりますけれども、その中

では新たな組合の規約案及び建設検討委員会中間答申の報告などを行う予定としております。

それに関連いたしまして、2番目でありますけれども、新組合の設立関係でございます。これにつきましては、組合の規約案を今、調整しております、その規約案につきましては、9月議会のほうに――各2市3町ですね、各市町議会のほうへ提案をいたしたいということで、これで市町議会のほうの議決をいただいた後に、10月になるかと思っておりますけれども、県への設立許可申請を行いまして、今の予定では11月の下旬には新たな組合の設立許可がおりるのではないかというふうなことで予定をしております。

それで、翌年度になりますけれども、平成30年2月には新組合の議会のほうを開催してまいりたいというふうに予定をしておるところでございます。

続きまして3番目、実際の建設事業関係でございます。

1点目のごみ処理施設の整備基本計画関係ということで、1月にごみ処理施設建設検討委員会というのを立ち上げております。これは九州大学大学院の島岡教授を会長にいたしまして、あと学識3名、そのほか各市町の副市町長で構成するものでございます。

ここで、施設の整備の基本方針でありますとか、国内処理技術の整理等を行いまして、第2回の検討委員会の中で、処理システムの選定の評価項目等について協議をなされております。

そのあとに、メーカーアンケートといたしまして、溶融炉であったりとか、ストーカ炉という、処理方式ありますけれども、そうしたメーカーのほうにアンケートを取りまして、5月31日になりますけれども、そのアンケートをもとに処理システムの比較検討などを行いまして、中間答申案について御協議をいただいておりますというところでございます。

この協議した内容につきましては、7月の協議会のほうに報告をされるというふうなことでなっております。

これが終わりました、9月の中旬には基本計画の策定とパブリック・コメントを実施したいというふうに考えておりました、市議会のほうにつきましては、勉強会か全員協議会のほうで、8月中旬に御説明をいたしたいということで考えておるところでございます。

あと、周辺の地元説明会も開催をしたいというふうに考えております。

その後、それが終わりますと9月下旬には、検討委員会のほうではPFI導入可能性調査といたしまして、公設公営なのか公設民営なのかとか、そうしたことの事業手法についての検討を行うということで考えておりました、これが12月下旬には結論を出して、最終答申として協議会のほうに上げられるというふうに予定をしております。

それと、もう1つが環境影響評価関係でございます。環境アセスにつきましては、3月に配慮書というものをつくっております。

これは、事業を実施する前に、特に配慮すべき事項について検討したものでございますけれども、大気とか選定場所についての調査を取りまとめております。これにつきまして、県の環境影響評価審査会というものにかかっておりまして、県知事等の意見書が出ておると。

これが終わりました、手続きではこの後、方法書というのを策定いたします。これについては、具体的にあそこの場所で環境にどういう影響を及ぼすかということについて、どういう項目について調査しますというのをここでまとめたものを提出するということになっておりまして、これについては、当然、地元の説明会等も実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、平成29年度の今後の予定としましては、そういうスケジュールでしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際ですから、確認したいこととか意見がございましたら、お受けしたいと思います。

どなたかございますか。

樋口伸一郎委員

1点だけ、お尋ねさせてください。2ページのシステム導入について、ちょっと教えてください。経費のほうは、市の負担がないということでおっしゃったんですけど、設置に関してはどうなるんですか。

村山一成市民課長

今回は、設置に係るものも、それから今後の維持管理、保守管理に関するものも費用負担は発生いたしません。

樋口伸一郎委員

わかりました。

それで、新庁舎の話とかも今出てきているじゃないですか。だから、設置も経費もかからないということであれば、それ、無駄になるっていうことはないのかなと思ったんですけど、例えば、小中学校のトイレで例を挙げると、トイレの改修をしたところは大規模改修のときにそのトイレ以外の部分を行うとかいうふうになっているんですけど、ここで設置したその機械とかシステムとかが、例えば、大規模改修になったとして、市庁舎が、もう抜本的に変わるというふうになったときに、お金はないんですけど、こうしたものはそのまま、システム上も活用できたりというところまでの検討要素っていうのは入っている状態なのか。

それとも、これはもう現状に合わせることでして、新庁舎の新しい考え方的には、もう

切り離してまたやっていくのか。そこをどのようにお考えか教えてください。

村山一成市民課長

今回の番号案内表示システムにつきましては、市民課のほうで提案をいたしまして、モデルとして3年ほどやらせていただきたいということで申し上げたものでございます。

これにつきましては、今、議員御指摘のとおり、新庁舎の建設も絡んでまいりますので、市民課におきます運用状況を検証いたしまして、その効果を見きわめた上で、新庁舎におきます窓口のあり方を考える上での参考資料にしたいと考えております。

ですから、今回の導入につきましては、今の庁舎のみということでございますので、新庁舎にもし設置するとした場合には、改めてまた業者選考からということになると考えております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

時間が時間ですので、市民課の、今、同じ窓口の表示システムの導入。

特に、反対っていう意味でお尋ねするわけやないですけど、ここの現状、目的のところ。受付カウンター前に行列ができっていうところの意味がよくわからないのと、期待される効果に窓口の混雑緩和につながる、これ、ちょっと上と一緒にですけど、今、聞いたところと同じ趣旨ですけど。何か、窓口の混雑緩和につながるというのがよくわからないんですけど。

目的のところ、混雑時には受付カウンター前に行列、なぜできるのかと、混雑緩和につながるっていう、なぜ混雑緩和につながるのかっていうところ。お願いします。

村山一成市民課長

こちらに、目的として書いております行列ができという状況でございますが、特に3月、4月の異動時期になりますと、来庁者の方、かなりふえまして、通常の月よりも1.5倍以上という統計データもございます。

一旦、記載台のほうで請求書をお書きいただいた後に、受付のほうで、現在4人座っておりますが、そちらのほうで受け付けをいたしますときに、どうしてもその4人で受け付ける以外に人が並んで行かれるということで行列ができるような状況が、私がまいりました4月にも、まま見受けられました。

今回の導入によりまして、番号札を取っていただいて、一旦ソファのほうで待っていただくこととなりますので、順番に番号でお呼びして、お一人お一人要件をお聞きして処理をしていくという形となりますので、そういった意味での混雑緩和につながるというふうに表現しているところでございます。

成富牧男委員

それ、ちょっともう質問じゃないですけど、私の感想としては、今、言われた、書いて、ぼんとあれの中、入れるわけでしょう。受け付け箱にごたるのに。違うですか。それぞれのカウンターのところ置くわけでしょう。

なんか、あんまりね、これ窓口の混雑、プライバシー云々とかはよくわかりますけど、ソファに座って待つのは今でも適切にすれば、お待ちくださいで変わらんのではないかなっていう感想を持っています。

以上。

中川原豊志委員長

答弁は。（「要りません」と呼ぶ者あり）

いいですか。

西依義規委員

せっかく、市民課でこういう前向きな提案をされたのであれば、例えば、無線LANとか、ほかにも庁舎の、今でも実験できるようなことがいろいろあると思うんで、これはこれでもいいとして、これ以外もいろいろ提案していただけたらなと思うのと、この業者さんっていうのはどういう関係の業者さん、何を扱っている業種さんですか。

村山一成市民課長

今回、選考いたしました業者につきましては、広告を扱う広告会社でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、以上で執行部からの報告を終わります。



中川原豊志委員長

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しま

した。



中川原豊志委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成29年度6月定例会厚生常任委員会を閉会いたします。

午後0時閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊟

